

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

( 職員の給与の支給に関する規則の一部改正 )

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則 ( 昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 ( 以下この条において「移動条項」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項 ( 以下この条において「移動後条項」という。 ) が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項 ( 以下この条において「追加条項」という。 ) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 ( 項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。 ) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
( 定時制通信教育手当の支給 ) 第14条 略 2 略 3 定時制通信教育手当は、月の 1 日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。 ( 1 ) 及び ( 2 ) 略 ( 3 ) 勤務しなかった場合 ( 給与条例第12条の 2 第 1 号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ( 平成 6 年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。 ) 第15条の表第 1 号の場合を除く。 ) 4 及び 5 略  第19条 略 <u>2 職員が勤務時間条例第10条の 2 第 1 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第10条の 2 第</u>	( 定時制通信教育手当の支給 ) 第14条 略 2 略 3 定時制通信教育手当は、月の 1 日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。 ( 1 ) 及び ( 2 ) 略 ( 3 ) 勤務しなかった場合 ( 給与条例第12条の 2 第 1 号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ( 平成 6 年鳥取県人事委員会規則第15号 ) 第 15条の表第 1 号の場合を除く。 )  4 及び 5 略  第19条 略

1 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する計算期間の次の」とする。

3 第 1 項本文（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、職員が、第 5 条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合は、その日までの分をその際支給し、職員が、その支給を受けていた費目を異にして異動し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その異動し、又は退職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給する。

第19条の 3 略

第19条の 4 給与条例第13条第 4 項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（勤務時間条例第 9 条第 1 項及び県費負担教職員勤務時間条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第 3 条第 1 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第 3 条第 2 項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）第 3 条第 2 項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第 3 条第 1 項及び県費負担教職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第 4 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（勤務時間条例第 4 条若しくは第 7 条又は県費負担教職員勤務時間条例第 4 条の規定により週休日とされた日）に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人

2 前項の規定にかかわらず、職員が、第 5 条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合は、その日までの分をその際支給し、職員が、その支給を受けていた費目を異にして異動し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その異動し、又は退職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給する。

第19条の 3 略

事委員会が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における原週休日のうち、職員の勤務状況等を考慮して任命権者が定める4日の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における原週休日のうち、職員の勤務状況等を考慮して任命権者が定める5日の原週休日

イ 当該月における週休日の振替(勤務時間規則第3条第2項及び県費負担教職員勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における原週休日のうち、任命権者がア(ア)により定めた4日の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における原週休日のうち、任命権者がア(イ)により定めた5日の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

第21条の2 給与条例第14条前段に規定する人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第12条及び県費負担教職員勤務時間条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(その日が休日等、勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項に規定する日に当たるときは、これらの日の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

第21条の2 給与条例第14条前段に規定する人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第12条及び県費負担教職員勤務時間条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(その日が休日等又は次項に規定する日に当たるときは、当該休日等又は同項に規定する日の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

2 略	2 略
-----	-----

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 条例第8条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項に規定する教育職給料表(1)又は海事職給料表の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。<u>第11条第1項において</u>同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 条例第8条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項に規定する教育職給料表(1)又は海事職給料表の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 略</p>

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の10 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、給与条例第13条第4項に規定する60時間を超えてした第1項勤務(同項に規定する第1項勤務をいう。)及び第3項勤務(同項に規定する第3項勤務をいう。)の全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第10条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第12条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第13条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第13条第3項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、3時間45分、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間45分、4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第10条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部につい

て時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第10条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(休日の代休日の指定)

第11条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日(任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日)までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、 <u>条例第10条の2第1項の規定により割り振られた</u>

(休日の代休日の指定)

第11条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日(任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日)までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日

	<p>勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間</p>		<p>の範囲内の期間</p>
略		略	
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)  第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、<u>第10条の10第1項及び第3項並びに第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。</u></p>		<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)  第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。</p>	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)  第3条 略  2 市町村教育委員会は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。)</p>	<p>(週休日の振替等)  第3条 略  2 市町村教育委員会は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。)</p>

以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条の10 条例第8条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第13条第4項に規定する60時間を超えてした第1項勤務(同項に規定する第1項勤務をいう。)及び第3項勤務(同項に規定する第3項勤務をいう。)の全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 市町村教育委員会は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第13条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

以下この条において同じ。)の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。



(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第13条第3項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3. 前項の場合において、その指定は、3時間45分、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間45分、4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4. 市町村教育委員会は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、市町村教育委員会が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5. 市町村教育委員会は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6. 市町村教育委員会は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7. 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(休日の代休日の指定)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日（任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日）までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2及び3 略

(休日の代休日の指定)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日（任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日）までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2及び3 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、 <u>条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日</u> を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
略	

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第26条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の10第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(15) 夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
略	

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第26条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。